

令和7年度の整備基本方針について

1 令和7年度の整備方針（国庫補助協議対象事業）

厚生労働省通知「令和6年度当初予算等における社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について」に掲げる国の整備方針及び、下記に示す本市の整備基本方針に基づき、国庫補助協議対象事業を選定します。方針に沿った整備計画のみ受け付けますので、法人内で十分に協議のうえご提出くださいますようお願ひいたします。

○ 重度障がい者・強度行動障がい者等に対応する日中活動等の場の整備

【対象事業：生活介護、短期入所、放課後等デイサービス】

特別支援学校卒業者や医療的ケア等特別な支援を必要とする障がい者等の日中活動等の場が不足していることから、生活介護及び短期入所の整備を促進します。

放課後等デイサービスの整備については、主として重症心身障がい児を対象とする整備計画のみ対象とします。

※生活介護・短期入所は、下記の状態像の利用（新潟市民に限る。）が確実に見込める場合、採択の優先度を考慮します。（利用予定者の追加資料を求める場合あり。）

- ①強度行動障がい者
- ②医療的ケアが必要な重症心身障がい者

○ 強度行動障がい者・入所施設から地域移行した障がい者等の住まいの場の整備

【対象事業：共同生活援助】

本市の共同生活援助事業所は、令和6年7月時点で定員数1,046人分まで整備され、既に令和7年度におけるサービス見込量の目標値を上回る状況となっています。

一方で、強度行動障がい者や医療的ケア等特別な支援を必要とする障がい者に対応する共同生活援助事業所は増加しておらず、施設入所待機者の増加の一因となっていることから、施設入所者の地域移行^{※1}や入所待機者の解消^{※2}に寄与する共同生活援助に限り、整備を促進します。

※入所施設からの地域移行や入所待機者（新潟市民に限る。）の解消に寄与する具体的な利用者の予定を示してください。

＜参考＞第7期新潟市障がい福祉計画（令和6年度～令和8年度）（抜粋）

活動指標（各年度の見込み量）	単位	6年度	7年度	8年度
共同生活援助	人分（月）	934	1,021	1,108
うち、強度行動障がい者		64	70	76

※令和6年7月1日時点の市内グループホームの定員数 1,046人分

※¹ 現在施設に入所している方が重度化、高齢化等に対応したグループホームへ移行し、継続して地域で暮らしていくこと

※² 施設入所を希望し待機している方をグループホームで受け入れること

○ 施設機能を維持するための老朽化対策等

【対象事業：既存事業所の改築・大規模修繕】

既存施設に必要な機能の維持及び障がい者の高齢化、重度化等に対応するための生活環境の改善を図るため、耐震化が必要な施設や老朽化した施設の建替え等の改築や大規模修繕を進めます。

【各事業共通】

上記事業と併せて、特定相談を新規又は拡充（相談支援専門員1名以上の増をいう。）して実施する場合は採択の優先度を考慮します。（併設でなくても可）

2 その他

- ・施設を設置する土地については、長期賃貸（20年以上）が認められている場合を除き、原則とし自己所有地としての確保が確実であり、かつ各種開発規制を受けないものであること。
- ・設置主体となる法人等は、施設運営が良好であり、資金計画に妥当性があること。

3. 直近の要望等の状況

年度	要望	選定	国内示
令和3年度	1 3	2	2
令和4年度	7	2	1
令和5年度	7	1	0

※近年、全国的に国庫補助協議が増加しており、地方自治体において優先度を付して協議する必要があることから、国及び市の整備方針にご留意いただくとともに、法人内で十分に協議のうえご提出くださいますようお願いいたします。